

○環境省告示第三十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の十四並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成二十八年七月環境省告示第七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和元年十二月二十日

環境大臣 小泉進次郎

（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部改正）

第一条 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>1 無害化处理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物 （略）</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの</p>	<p>1 無害化处理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物 （略）</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの</p>

ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき十萬ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき十萬ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下この号及び次号において「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

三〜五 （略）

ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下この号及び次号において「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

三〜五 （略）

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第

七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正)

第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成二十八年七月環境省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表第二（第二号関係） 第一 含有量試験法 (1)～(3) (略)	別表第二（第二号関係） 第一 含有量試験法 (1)～(3) (略)

(4) 判定

(3)で求めた試料当たりのPCBの割合が 100.000mg/kg 超であること。

(4) 判定

(3)で求めた試料当たりのPCBの割合が 5.000mg/kg 超であること。